

調整事件の推移

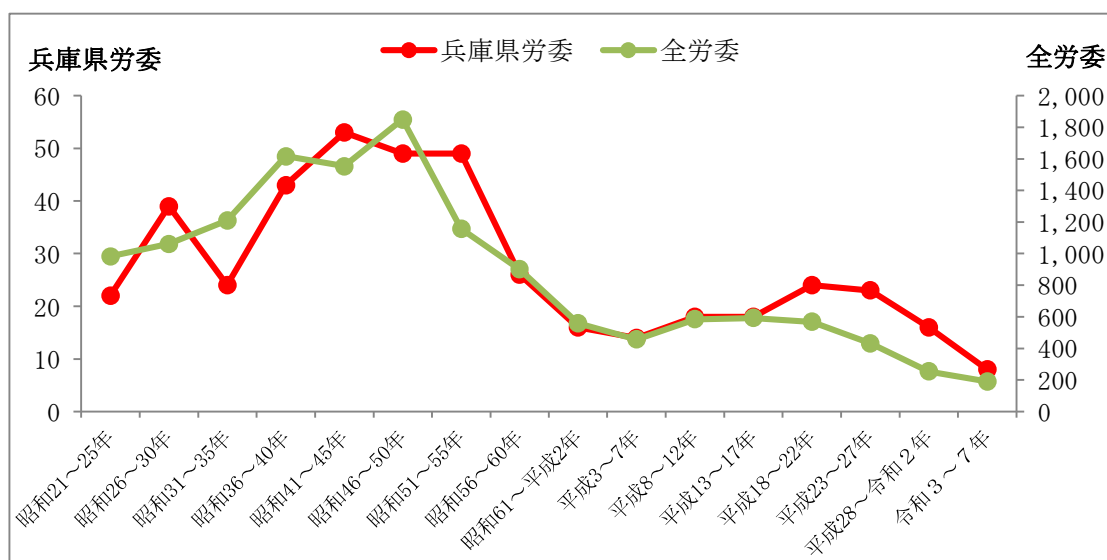
1 申請件数

労働関係調整法が施行された昭和 21 年 10 月以後、令和 7 年末までに申請された事件の合計は 2,211 件で、5 年ごとの各年代別の内訳及び申請件数の推移は、次のとおりである。

【内訳】

区 分 年 代	兵庫県労委				全労委		兵庫県労委 /全労委
	新規 件 数	内 訳		年平均 件 数	新規 件 数	年平均 件 数	
		あっせん	調停・仲裁				
昭和 21～25 年	110	74	36	22	4,910	982	2.2%
昭和 26～30 年	194	165	29	39	5,304	1,061	3.7%
昭和 31～35 年	121	118	3	24	6,049	1,210	2.0%
昭和 36～40 年	213	205	8	43	8,078	1,616	2.6%
昭和 41～45 年	264	246	18	53	7,763	1,553	3.4%
昭和 46～50 年	244	244	0	49	9,244	1,849	2.6%
昭和 51～55 年	247	247	0	49	5,788	1,158	4.3%
昭和 56～60 年	132	127	5	26	4,507	901	2.9%
昭和 61～平成 2 年	78	78	0	16	2,802	560	2.8%
平成 3～7 年	70	69	1	14	2,286	457	3.1%
平成 8～12 年	89	88	1	18	2,925	585	3.0%
平成 13～17 年	92	86	6	18	2,935	587	3.1%
平成 18～22 年	121	121	0	24	2,844	569	4.3%
平成 23～27 年	117	115	2	23	2,159	432	5.4%
平成 28～令和 2 年	81	81	0	16	1,276	255	6.3%
令和 3～7 年	38	38	0	8	955	191	4.0%
合 計	2,211	2,102	109	28	69,825	873	3.2%

【申請件数（年平均件数）の推移】



申請のあった事件のうち、約 95%があっせんである。

2 事項別申請件数

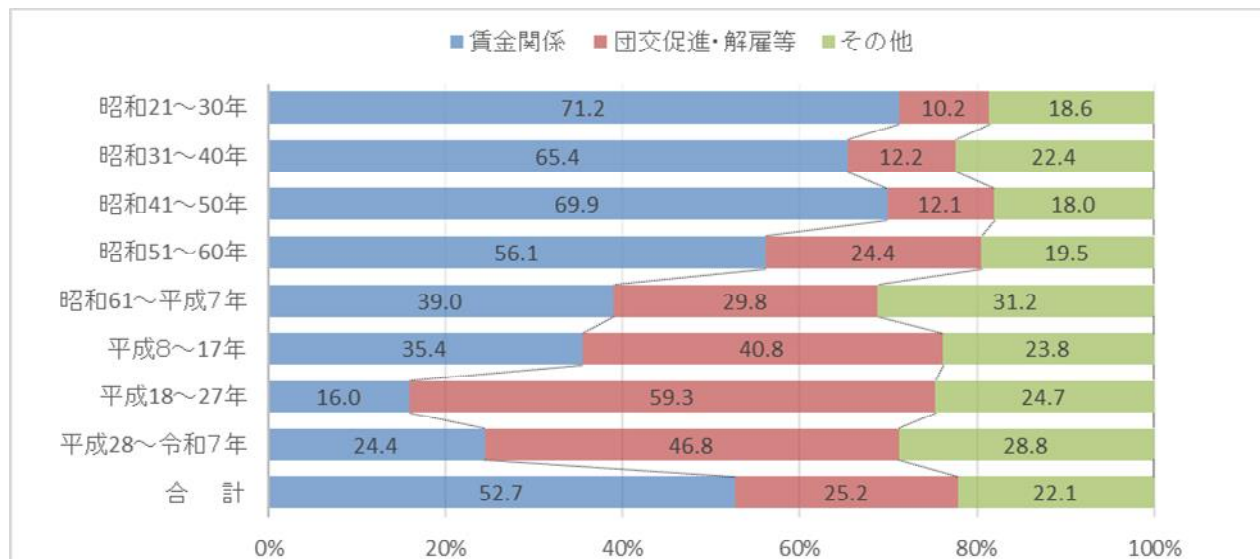
令和7年末までに申請された事件に係る調整事項の内訳及び割合は、次のとおりである。

【内訳】

年代	賃金関係			団交促進・解雇等		その他	合計
	賃金増額	一時金	その他	団交促進	解雇等		
昭和21～30年	93	112	131	5	43	88	472
昭和31～40年	106	137	101	41	23	118	526
昭和41～50年	212	150	134	65	21	128	710
昭和51～60年	91	96	38	93	5	78	401
昭和61～平成7年	18	24	47	54	14	71	228
平成8～17年	24	35	45	105	15	70	294
平成18～27年	4	20	29	178	19	82	332
平成28～令和7年	9	19	45	116	24	86	299
合計	557	593	570	657	164	721	3,262

※ 複数の調整事項の事件があるため、合計は申請件数と一致しない。

【割合】



昭和20年代は「賃金関係」の割合が約70%を占めていたが、徐々に低下し、平成18年～27年で16%に低下したものの、平成28年～令和7年は再び上昇して約25%となっている。また、「団交促進・解雇等」の割合は、昭和50年代以降上昇して、平成18年～27年は約60%となっていたが、平成28年～令和7年は約47%となっている。

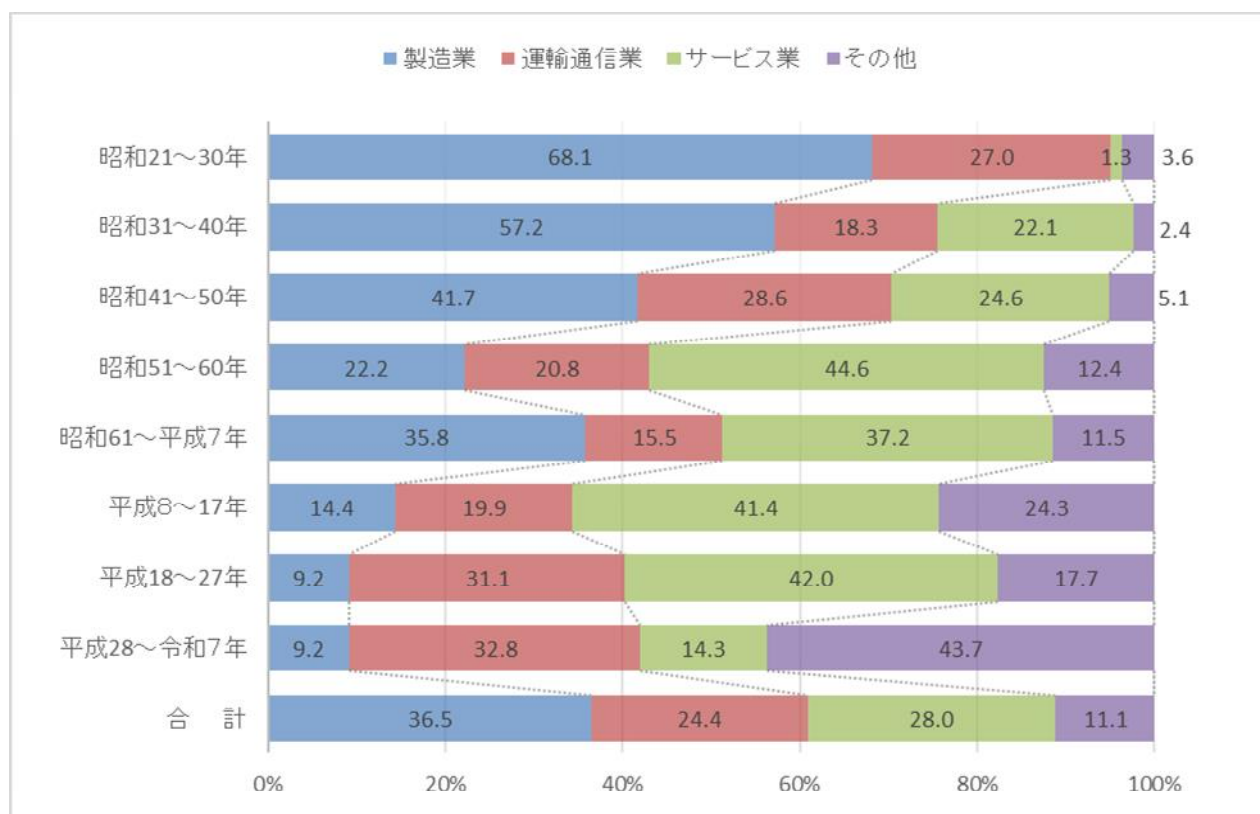
3 業種別申請件数

令和7年末までに申請された事件に係る使用者の業種別内訳及び割合は、次のとおりである。

【内訳】

年代 \ 業種	製造業	運輸通信業	サービス業	その他	合計
昭和21～30年	207	82	4	11	304
昭和31～40年	191	61	74	8	334
昭和41～50年	212	145	125	26	508
昭和51～60年	84	79	169	47	379
昭和61～平成7年	53	23	55	17	148
平成8～平成17年	26	36	75	44	181
平成18～平成27年	22	74	100	42	238
平成28～令和7年	11	39	17	52	119
合計	806	539	619	247	2,211

【割合】



「製造業」の割合は低下してきている。一方、「運輸通信業」の割合が上昇してきており、平成18年以降、30%を超えている。また、「サービス業」の割合は、昭和50年代以降、ほぼ40%台で推移していたが、平成28年～令和7年は約15%に低下している。

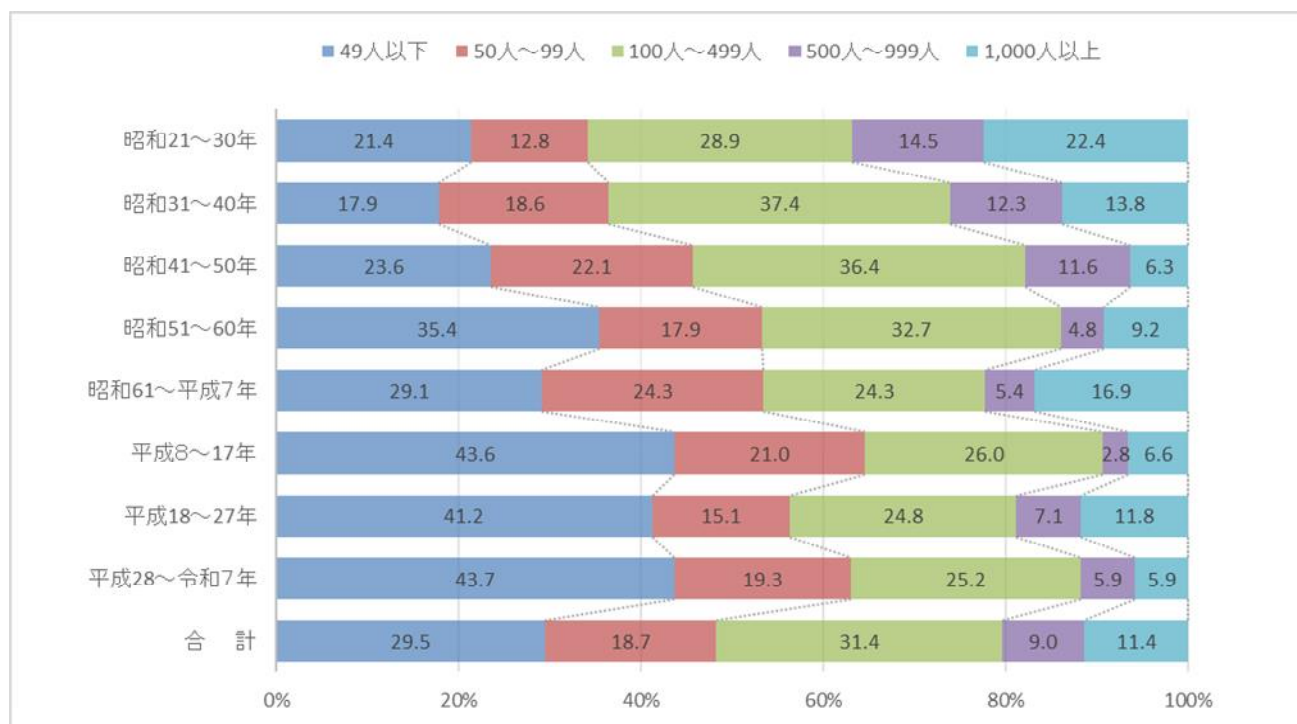
4 規模別申請件数

令和7年未までに申請された事件に係る使用者の従業員規模別内訳及び割合は、次のとおりである。

【内訳】

年 代	規 模					合 計
	49 人以下	50 人 ～99 人	100 人 ～499 人	500 人 ～999 人	1,000 人 以上	
昭和 21～30 年	65	39	88	44	68	304
昭和 31～40 年	60	62	125	41	46	334
昭和 41～50 年	120	112	185	59	32	508
昭和 51～60 年	134	68	124	18	35	379
昭和 61～平成 7 年	43	36	36	8	25	148
平成 8～17 年	79	38	47	5	12	181
平成 18～27 年	98	36	59	17	28	238
平成 28～令和 7 年	52	23	30	7	7	119
合 計	651	414	694	199	253	2,211

【割合】



「49 人以下」のいわゆる小規模な企業に係る申請が増加傾向にあり、特に平成 8 年以降は、その割合が 40%を超えている。

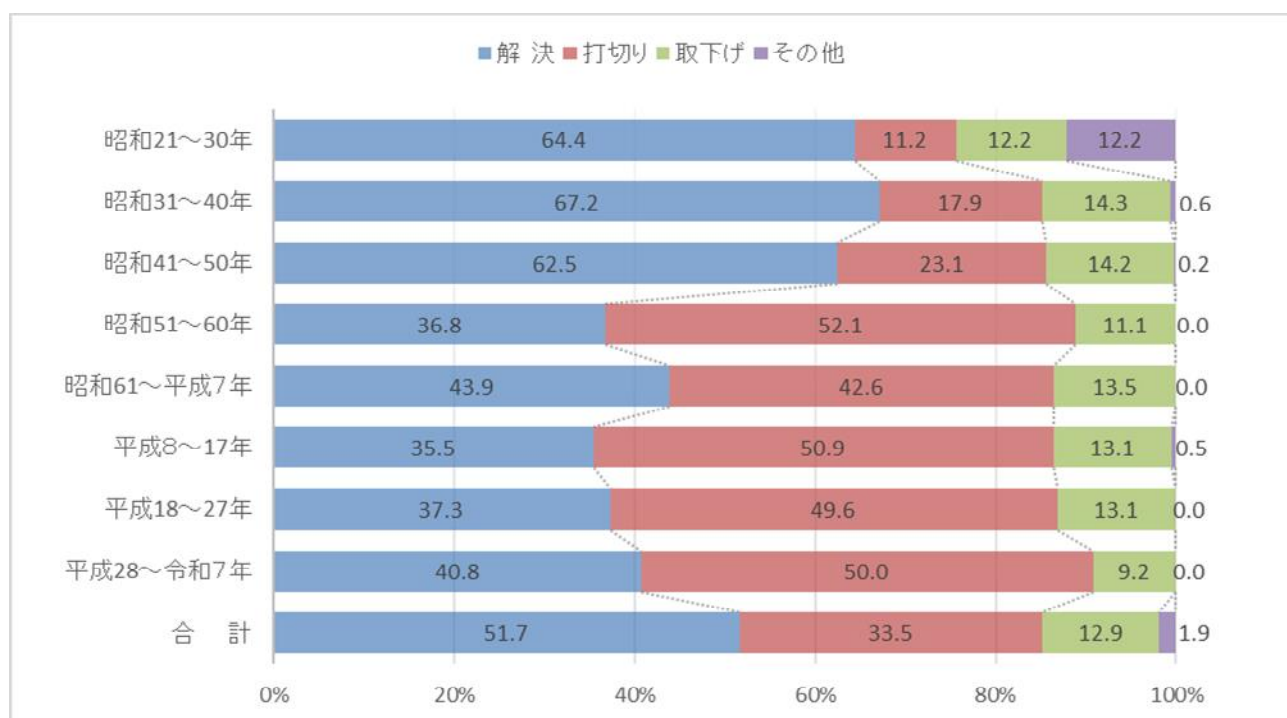
5 終結区分別件数

令和7年未までに終結した事件の合計は2,210件で、その内訳及び割合は、次のとおりである。

【内訳】

年代	解決	打切り	取下げ	その他	合計
昭和21～30年	195	34	37	37	303
昭和31～40年	225	60	48	2	335
昭和41～50年	317	117	72	1	507
昭和51～60年	139	197	42	0	378
昭和61～平成7年	65	63	20	0	148
平成8～17年	65	93	24	1	183
平成18～27年	88	117	31	0	236
平成28～令和7年	49	60	11	0	120
合計	1,143	741	285	41	2,210

【割合】



昭和50年までは「解決」の割合が60%以上を占めていたが、昭和51年以降は30%台後半から40%台に低下し、逆に、「打切り」の割合が約50%を占めるようになっている。